

免許申請について

1. 申請条件

試験合格者で、近畿安全衛生技術センターから送付されたハガキの標題が「免許試験合格通知書」の場合は、東京労働局免許証発行センターに郵送して下さい。（上記以外の申請は申請者の住所地の労働局に申請して下さい。）

※ 申請者の住所地が大阪府内の方は、大阪労働局が申請先となります。

※ 申請者の勤務先が大阪府内でも住所地が他府県の場合は、大阪労働局には申請できません。

2. 必要書類

必要書類等		申請の種類				
		新規	再交付		書替	更新
			紛失	汚損		
免許申請書	労働局・監督署に備え付けています。（厚生労働省のホームページからダウンロードできます）	○	○	○	○	○
収入印紙	<u>1,500円分</u> （消印不可） <u>超過する場合はp.3の収入印紙超過分返還不要申述書</u> が必要です。	○	○	○	○	○
写真	・縦30mm×横24mmの大きさの <u>写真1枚</u> ・裏面に氏名の記入が必要です。 ・ <u>撮影日から6ヶ月を越える写真や、顔髪の欠損写真は使用できません。</u>	○	○	○	○	○
返信用封筒及び切手	<u>460円分</u> の切手を貼った定形封筒	○	○	○	○	○
本人確認証明書	申請者の氏名・住所・生年月日を証する公的書類のコピー ・住民票・戸籍抄本は <u>原本</u> に限ります。 ・労働安全衛生法の免許証のコピーは、労働局・監督署で <u>原本確認</u> が必要です。 ・ <u>顔写真ありの証明書</u> （自動車運転免許証・個人番号カード等）の場合は <u>1種類</u> ・ <u>顔写真なしの証明書</u> （住民票・健康保険証等）の場合は <u>2種類</u>	○	○	△	△	△
免許試験結果通知書※	原本のみ	○	×	×	×	×
実技教習修了証※	原本又はコピー	○	×	×	×	×
試験免除資格の証明書類	コピー（ <u>労働局・監督署の原本確認は不要</u> ）	○	×	×	×	×
滅失事由書	労働局・監督署に備え付けています。	×	○	×	×	×
戸籍抄本等	変更前の氏名が記載された住民票、旧姓表記のある自動車運転免許証のコピーも可能です。	×	×	×	○	×
既存の安衛法の免許証	複数の免許証を1つに統合するため、提出が必要です。（ <u>技能講習修了証は対象外</u> ） 希望者には、原本確認後、穴を開けた免許証を返還します。	○	○	○	○	○

○：必要、×：不要、△：安衛法の免許証に記載されている住所に変更があれば必要

※クレーン・デリック、移動式クレーン、揚貨装置運転士免許申請の場合に限ります。

3. 同時申請

2件同時に申請する場合の取扱いは、下表のとおりです。

申請の組み合わせ	手続方法
新規×新規 (種類の異なる免許を同時に新規申請する場合)	申請書は2枚必要です。 写真・収入印紙等の必要書類も2件分必要ですが、返信用封筒と切手は1件分となります。
新規×再交付(紛失) (新規申請時に、既存の免許証を紛失していて提出できない場合)	
新規×書替(氏名) (新規申請時に、既存の免許証の氏名を書替していない場合)	
書替(氏名)×再交付(紛失) (書替申請時に、免許証を紛失していて提出できない場合)	申請書は1枚で手続きができます。 申請の区分は「書替」となりますが、滅失事由書と本人確認証明書の提出が必要となります。

4. 問い合わせ先

〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階
大阪労働局安全課 TEL06-6949-6496
健康課 TEL06-6949-6500

収入印紙超過分返還不要申述書

大阪労働局長 殿

今般、免許申請書の手数料収入印紙欄に適正額 1, 500 円分を貼るべきところ、超過貼付して申請しましたが、超過分についての返還は不要です。

日 付 令和 年 月 日

住 所

氏 名